

共同住宅の料金計算の特例に関する要綱

(根拠)

第1条 この要綱は、奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例施行規程（令和7年3月奈良県広域水道企業団企業管理規程第39号。以下「施行規程」という。）第21条に定める料金計算の特例（以下「共同住宅料金計算」という。）の適用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 口径別料金体系及び従量料金が逡増制となっている本企业団において、マンション等の共同住宅では、企業団が貸与した1つの水道メーターを設置し、建物全体の使用水量に基づいて水道料金を徴収しているため、戸建て住宅の各戸の水道料金の合計に比べて割高となる場合がある。入居者の料金負担の平準化を図るため、給水契約者からの申請に基づき、共同住宅用の料金計算を行うものである。

(適用範囲)

第3条 共同住宅料金計算を適用する共同住宅は、次の各号の全てに該当するものをいう。

- (1) 1個の企業団の水道メーターにより水の供給を受ける共同住宅であること
- (2) 住宅部分が2戸以上ある共同住宅であること
- (3) 各戸の水道使用目的は日常生活の用に使用するものであること
- (4) 各戸が完全に独立して生計を営んでいること
- (5) 各戸に企業団の水道メーターが設置されていないこと
- (6) 共同住宅料金計算に関する事務を取り扱う管理責任者をおくこと
- (7) 建物に店舗・事務所等（以下「店舗等」という。）が併設されている共同住宅（以下「店舗付共同住宅」という。）については、住宅部分の戸数が店舗等の数及び住宅部分の戸数の和（以下「総戸数」という。）の3分の2以上であること

(料金計算)

第4条 共同住宅料金計算適用後の料金計算は、各戸に口径20ミリメートル（実口径20ミリメートル以上の口径の戸数が全体の戸数の2分の1を超える場合は、最も戸数が多い口径とする。）の企業団の水道メーターが設置されるものとみなし、かつ、当該共同住宅の1個の企業団の水道メーターによる使用水量を各戸が均等に使用したものとみなして、算定した額とする。

(戸数)

第5条 共同住宅料金計算の算定基礎となる戸数については次のとおりとする。

- (1) 戸数は、当該共同住宅の住宅部分全体の戸数とする。
- (2) 共同住宅に付属した施設(駐車場、集会室、倉庫、散水栓・共用トイレ等)及び共同使用する部分は、戸数に含めないものとする。
- (3) 店舗付共同住宅の店舗等については戸数に含めないものとする。

(加入金)

第6条 共同住宅に設置された企業団の水道メーターの口径に対応した加入金を徴収するものとする。

(申込)

第7条 共同住宅料金計算の適用を受けようとする者(以下「申込者等」という。)は、共同住宅料金計算に関する事務を取り扱わせるため、管理責任者を選定し共同住宅料金計算適用申込書(様式第1号)に、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく「確認済証(写)」若しくは「検査済証(写)」又は企業長がこれに代わると認めた書類を添付して申し込まなければならない。

2 前項の管理責任者は申込者等と兼ねることができる。

(適用の決定)

第8条 企業長は、第1項の申込書が提出されたときは、申込戸数等記載事項を調査のうえ、共同住宅料金計算の適用の可否を決定し、共同住宅料金計算適用可否通知書(様式第2号)をもって申込者等に通知する。

2 企業長は必要があると認めたときは、前項の申込の記載事項を再調査することができる。

3 適用を決定した後、最初の検針において算定する料金から共同住宅料金計算を適用する。

(料金等の請求)

第9条 料金等の請求は、共同住宅料金計算を適用する共同住宅ごとに申込者等又は管理責任者に請求する。

(管理責任者の取り扱う事務)

第10条 管理責任者は、次の各号に掲げる事務を行わなければならない。

- (1) 共同住宅又は店舗付共同住宅の給水装置及び受水槽以下の給水設備にかかる漏水防止等の維持管理
- (2) 各種届出事項に変更があった場合の届出
- (3) 企業団から各入居者に対する連絡事項等の伝達
- (4) 入居者からの料金等に関する問合せへの対応

2 管理責任者が前項の事務を取り扱うことができないときは、第7条に掲げる申込者が代務する。

(異動の届出)

第11条 申込者又は管理責任者は、申込者、管理責任者又は戸数に異動があった場合、速やかに共同住宅料金計算決定事項変更届(様式第3号)により企業長に届け出なければならない。

(適用取消)

第12条 本要綱に定めた共同住宅料金計算の特例の適用について取消しを希望する場合は、共同住宅料金適用取消申出書(様式第4号)により企業長へ届け出なければならない。

2 前項の場合の適用は届出日以降の検針定例日に算定する水道料金以降とする。

(実施の細目)

第13条 この要綱に定めのない事項については、企業長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日前に、構成団体の給水条例等により共同住宅の料金計算を実施しているものについては、なお従前の例による。

3 前項の規定うち、料金計算のうち基本料金の算定については従前の例で多数を占める計算口径によるものとする。